日本茶のGIマーク使用届出要領

公益社団法人日本茶業中央会
令和８年７月 10 日制定

公益社団法人日本茶業中央会（以下、「中央会」という。）が申請し、農林水産大臣が登録した地理的表示「日本茶」（以下、「日本茶GI」という。）に併せて「GIマーク」を使用する場合の使用届出について、次のとおり定める。

1．目的

「日本茶」の地理的表示に併せてGIマークを使用するに当たり、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「GI法」という。）、食品表示法その他の関係法令、緑茶の表示基準、明細書、生産行程管理業務規程を遵守して、当該産品が日本で生産、製造されたという特性を持つものであることを証すると共に、その特性が、当該産品が「日本茶」GIの明細書に定める基準に適合するものであることを国内外に示すため、本使用届出要領を定める。

２．マークの使用届出の申請

（１）マークの使用を希望する者（以下、「使用希望者」）は、GI法、明細書、生産行程管理業務規程及び緑茶の表示基準を遵守することとし、事前に使用届出兼誓約書（別記第１号様式）により中央会会長に届出しなければならない。

（２）中央会は、使用届出兼誓約書の内容を審査の上、適当と認めるときは、これを受理し、届出台帳を整備する。なお、届出に不備等がなく使用許可することが適当と認められる場合には、使用希望者に対して届出受付から２週間以内を目途にその旨を日本茶のGIマーク使用届出に係る受理通知（別記第２号様式）により通知するものとする。

（３）中央会は、（２）の届出の事務等について、会員団体又は理事会で承認された団体等に委任することができるものとする。なお、会員団体は、受理した使用届出兼誓約書については遅滞なく中央会に送付するものとする。

（４）中央会は、国、地方公共団体、及び中央会会長が適当と認める団体が、広く「日本茶」の普及活動を行う目的で使用する場合は、当該団体からの届出手続きを省略することができる。

３．届出内容の変更等

（１）使用者が使用申請の内容について追加又は変更しようとする場合は，あらかじめ変更届出兼誓約書（別記第３号様式）を中央会会長に提出しなければならない。

（２）中央会は，前項に規定する変更届出兼誓約書が提出された場合には、第２条に準じ、その内容を審査のうえ，適当と認めるときは，これを受理する。

４．使用の制限

GI マークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、中央会は使用届出兼誓約書を受理しないものとする。

（１）法令及び公序良俗に反すると認められる場合

（２）中央会の信用又は品位を害すると認められる場合

（３）第三者の利益を害すると認められる場合

（４）特定の個人，政党，宗教団体を支援し，又は支援するおそれがあると認められる場合

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第２条に定める営業を行う者が使用する場合

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この号において暴力団という。）もしくは同条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合

（７）GI マーク又は「日本茶」の地理的表示のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

（８）「日本茶 GI ロゴマーク使用マニュアル」（別紙）の規定に違反し，マーク等の使用が適当でないと認められる場合

（９）日本茶 GI でない産品に使用するおそれがある場合

(10) 日本茶 GI に該当しない茶、外国産茶又は履歴不明茶との混合により、商品全体が日本茶 GI であるとの誤認を生じさせるおそれがある場合

(11) 海外での加工・再包装等により生じた商品を GI 産品そのものとして表示するおそれがある場合

(12) GI マークを登録名称と一体的に使用しないおそれがあると認められる場合

(13) その他中央会が不適切と認める場合

５．マークの表示方法

（１）マークの表示は、販売流通商品、輸送用段ボール箱、又は大海袋等に、シールの貼付や容器包装への印刷等により行う。

（２）日本茶の PR のために作成するポスター、チラシ、パンフレット、名刺、はがき等に当マークを表示することができる。

（３）必ず登録名称（「日本茶」「Japanese Tea」等）と近接して一体的に表示しなければならない。

（４）加工品に使用する場合は、「日本茶使用」等、GI 産品を原材料として使用している旨を明確に表示しなければならない。

（５）その他、マークの表示については「「日本茶」GI に係るＧＩマークの活用促進に向けた使用方法のガイドライン」等に従うものとする。

６．マークの使用料

マークの使用料は無料とする。但し、マークの使用申請の処理に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務は使用者の負担とする。

７．使用者の義務

（１）マークの使用者は、「緑茶の表示基準」や関係法令を遵守するとともに、GI マーク及び地理的表示の信用、品位及びブランド価値を損なわないよう努めなければならない。

（２）使用者は、第三者が地理的表示又は GI マークを侵害し、又は侵害しようとする事実を発見した場合は、直ちに中央会に通知しなければならない。

（３）使用者は、国内外を問わず、仕入先、販売先、加工者、代理店等に対し、本要領と同等の義務を契約又は書面等により遵守させなければならない。

（４）使用者は、海外での不適切表示を把握した場合、直ちに中央会に報告し、是正措置を講じなければならない。また、前項の義務を取引相手に遵守させる責任を負い、取引相手が当該義務に違反した場合には、使用者自身が違反したものとみなすことに同意するものとする。

（５）使用者は、中央会又は日本茶 GI 管理事務局※から要請がある場合は、マークの使用実態の報告や使用商品の提出等、日本茶の GI マーク使用届出に関する調査報告の通知書（別記第５号様式）等により求められた調査に全面的に協力しなければならない。

※日本茶 GI 事務局は、中央会を中心に、傘下の会員団体の構成員から選抜されたメンバーを事務局員とする組織。

8．マークの適正使用

中央会は、マークを表示する者が本要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、違反の内容及び程度に応じ、次の一から四の措置の全部又は一部を講ずることができる。

また、中央会は、使用者の取引相手（販売先、加工者、代理店等を含む。）が、使用者から求められた義務に違反し、GI マーク又は「日本茶」の地理的表示を不正に使用した場合であって、使用者が第７条（３）に定める義務を履行していなかったと認められる場合は、当該使用者に対しても同条各号の措置を講ずることができる。

なお、中央会は、本規定による措置等により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

一　　警告

二　使用承認取消し

三　使用者又は使用者の取引相手の公表

四　法的措置（差止請求、損害賠償請求その他の法的手続を含む。）

9. 使用期間

使用期限は２年間（届出受理日の属する年の 12 月 31 日を初年度末とし、翌年の 12 月 31 日を末日とする。使用期間満了後も引き続き使用する場合は、満了日までに使用届出兼誓約書（別記第１号様式）を再提出しなければならない。

10. 損失補償等の責任

（１）中央会は、GI マークを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

（２）使用者は、GI マークを附した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、中央会に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

（３）使用者は、GI マーク等の使用に際して故意又は過失により中央会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を中央会に賠償しなければならない。

11. その他

（１）規定に定めるもののほか、GI マーク等の使用に関し必要な事項は、中央会が別に定めることとし、本要領の解釈、その他の疑義は、中央会が決定する。

（２）本要領の改訂が必要な場合、中央会の理事会にて承認を得ることとする。

（３）中央会会員は、本要領や「日本茶」に係る明細書、生産工程管理業務規程等に関し、不正使用等の情報を入手した際は、ただちに中央会に報告するものとする。

12. 施行日

この要領は、令和８年（2026 年）７月 10 日より施行する。

（別記第１号様式）

日本茶のGIマーク使用届出兼誓約書

年　　月　　日

公益社団法人　日本茶業中央会　会長殿

申請者
所在地　〒
代表者

日本茶に併せてGIマークの使用にあたり、貴会「日本茶のGIマーク使用届出要領（以下、「要領」という。）」に基づき使用届出するとともに、日本茶のGIマーク使用届出要領の記載事項を遵守することを誓約します。

1．業態
［　］茶商工　［　］商社　［　］生産者　［　］その他（　　）

2．所属団体等（該当箇所にチェック。複数可）
［　］全国茶生産団体連合会　［　］全国茶商工業協同組合連合会
［　］日本茶輸出組合［　］その他会員団体　［　］その他（　　）

3．輸出予定商品（該当箇所にチェック。複数可）
［　］煎茶　［　］深蒸し煎茶　［　］玉露　［　］かぶせ茶
［　］蒸し製玉緑茶［　］釜炒り製玉緑茶　［　］番茶　［　］抹茶
［　］焙じ茶　［　］粉末茶　［　］碾茶［　］その他（　　）

4．輸出予定国名（該当箇所にチェック。複数可）
［　］米国　［　］台湾　［　］ドイツ
［　］その他
（　　）

5．表示商品形態（該当箇所にチェック。複数可）
［　］　小袋（茶缶含む）　［　］　小袋及び段ボール等外装
［　］　段ボールのみ［　］　大海
［　］　その他（　　）

要領に定めることのほか、下記事項について同意・遵守することを誓約します。
当社は明細書に基づいて原料調達及び出荷を行っており、日本茶業中央会が求める場合に、生産地及び生産の方法を記録した資料提供等の調査に協力します。
また、取引相手企業が日本茶 GI の使用要件に違反した場合、自社の使用権限が取り消されることがあることに同意します。

□　同意する　　□同意しない

6. 問合せ先
   (1) 部署名
   (2) 担当者名
   (3) TEL
   (4) E-mail

添付資料：商品等へ表示する案を添付すること。

（別記第２号様式）

日本茶のGIマーク使用届出に係る受理通知兼請求書

年　　月　　日

殿

公益社団法人日本茶業中央会
　会長名
（委任先団体名※：　　）

　年　月　日付けで届け出のあった日本茶のGIマーク使用届出について、日本茶のGIマーク使用届出要領の２の（２）の規定に基づき、受理しましたので通知します。
　また、事務手続き料として、下記のとおり請求申し上げます。

記

　請求金額　5,000円
　振込先
　　ゆうちょ銀行　019店　当座　0127624
　　公益社団法人日本茶業中央会
　　振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

注：日本茶業中央会が届出の事務を委任した場合、委任先の団体名を記載すること。

（別記第３号様式）

日本茶のGIマーク変更届出書

年　　月　　日

公益社団法人　日本茶業中央会　会長殿

申請者
所在地　〒
代表者

　年　月　日付けで届け出た内容について、下記のとおり内容を変更したいので、日本茶のGIマーク使用届出要領の３の（１）の規定により届け出ます。

記

項目	前回届出内容 ※　該当部分のみ記載	変更する内容

添付資料：商品等へ表示する案を添付すること。

（別記第４号様式）

日本茶のGIマーク使用届出に関する調査報告の通知書

年　　月　　日

殿

公益社団法人日本茶業中央会
会長名

年　　月　　日付け日本茶のGIマーク使用届出兼誓約書に基づいて、下記の事項について速やかに報告を求めます。

記

・・・